

利府町高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下により日常生活の営みに支障のある高齢者に対し、予算の範囲内において、利府町高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、生活の質の向上と社会交流を支援し、高齢者の認知症及びフレイル予防を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 申請する日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めるところにより利府町の住民として住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（聴覚に係る障害に限る。）の交付を受けていないこと。
- (3) 両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上で、聴力低下により日常生活に支障があり、医師から補聴器の必要性を認める旨の書類を得ることができること。
- (4) 申請する日において、町税の滞納がないこと。
- (5) 過去にこの要綱による助成を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(助成対象機器及び経費)

第3条 助成金の交付の対象となる補聴器は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 前条の交付対象者が装着する補聴器であって、医療機器の認定を取得していること。
- (2) 医師による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用することが必要とされた補聴器であること。
- (3) 認定補聴器技能者（補聴器の販売に関する高度な知識及び技能を備えた者をいう。）が従事する事業者又は販売時に補聴器の調整等を行い、医師等の判断や支持を踏まえて販売している事業者から購入した補聴器（通信販売によるものを除く。）であること。
- (4) 第6条の規定による助成金の交付決定後に購入した補聴器であること。

2 助成金の交付の対象となる経費は、補聴器本体の新たな購入に要する費用（補聴器の購入に要した診察料、検査料等の費用を除く。）とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、前条第2項の対象経費の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は30,000円のいずれか低い額とし、助成の回数は1人につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、利府町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 本人確認書類の写し

（2） 申請する日の前3月以内に作成された利府町高齢者補聴器購入費助成金医師意見書（様式第2号）

（3） 補聴器販売事業者が作成した補聴器の種類、名称、費用等が分かる書類

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、利府町高齢者補聴器購入費助成金（不）交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、利府町高齢者補聴器購入費助成金請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに助成金の支払を町長に請求しなければならない。

（1） 補聴器の購入に係る領収書

（2） 振込口座が分かる書類の写し

（3） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の請求があったときは、その内容を審査の上、利府町高齢者補聴器購入費助成金額決定通知書（様式第5号）により通知し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の行為により助成金を受けた者がいるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。